

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第1条 ～ 第2条 略</p> <p>(申 請)</p> <p>第3条 (1) ～ (7) 略</p> <p>(8) 建設業労働災害防止協会の活動をしている場合には、活動証明書</p> <p><u>(9) 環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、一般財団法人持続性推進機構からエコアクション21の認証・登録を受けている場合には、その登録証の写し</u></p> <p><u>(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある場合には、同法第43条第7項の規定による報告書の写し及び雇用に証する書類</u></p> <p><u>(11) 入札参加資格の適用を受ける日の前々々年の6月2日から前年の6月1日までの期間（「指定期間」という。以下同じ。）において採用時の年齢が30歳未満の若年者（指定期間に佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者は採用時の年齢が32歳未満の者）を採用し、入札参加資格の適用を受ける日の前年の8月31日（「基準日」という。以下同じ。）時点で3か月以上雇用している場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（指定期間に佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者のうち、採用時の年齢が30歳以上32歳未満の者は、当該修了証書の写し又は修了証明書をあわせて添付する。）</u></p> <p>次の①、②に該当する者を採用した場合については、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し及び入社時に提出した履歴書または卒業証明書の写し。</p> <p>① 指定期間に佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校）</p>	<p style="text-align: center;">第1条 ～ 第2条 略</p> <p>(申 請)</p> <p>第3条 (1) ～ (7) 略</p> <p>(8) 建設業労働災害防止協会の活動をしている場合には、活動証明書</p> <p><u>(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある場合には、同法第43条第7項の規定による報告書の写し及び雇用に証する書類</u></p> <p><u>(10) 入札参加資格の適用を受ける日の前々々年の6月2日から前年の6月1日までの期間（「指定期間」という。以下同じ。）において採用時の年齢が30歳未満の若年者（指定期間に佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者は採用時の年齢が32歳未満の者）を採用し、入札参加資格の適用を受ける日の前年の8月31日（「基準日」という。以下同じ。）時点で3か月以上雇用している場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（指定期間に佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者のうち、採用時の年齢が30歳以上32歳未満の者は、当該修了証書の写し又は修了証明書をあわせて添付する。）</u></p> <p>次の①、②に該当する者を採用した場合については、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し及び入社時に提出した履歴書または卒業証明書の写し。</p> <p>① 指定期間に佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校）</p>

を卒業または佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者

② 佐賀県内に所在地を置く学校(学校教育法に規定する学校)から県外の学校(学校教育法に規定する学校)へ進学し、指定期間に卒業した者

※「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く

(12) 「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、女性活躍推進宣言の内容を実施した場合又は「さが子育て応援宣言事業所」として登録し宣言内容を実施した場合は、それぞれの宣言に係る取組確認書。厚生労働大臣から「えるぼし認定」を受けた場合又は「くるみん認定」を受けた場合は、それぞれの認定通知書の写し。「出会い結婚応援企業」として登録し、研修を受講した場合は受講確認の証明書。

(13) 不当要求防止責任者を選任し、基準日までの2年間において公安委員会による不当要求防止責任者講習を受講した場合は、受講修了書の写し。

(14) 「健康企業宣言」を行い優良企業として認定された場合は、「認定証」の写し。また、「健康企業宣言」のみを行った場合は、「宣言証」の写し。

(15) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要に応じその他の書類の提示を求めることができる。

#### 第4条 ～ 第5条 略

(総合点数)

第6条 前条第1項の総合点数は、経営事項評価点数及び技術等評価点数を合計した点数とする。

2 経営事項評価点数は、直前審査の総合評価値に0.5を乗じた点数と、直前審査の直前に受けた経営事項審査(審査基準日は入札参加資格の適用を受ける日の属する年の前々々年の9月1日から前々々年の8月31日までの期間内とする。)の総合評価値に0.5を乗じた点数を合計した点数とする。

ただし、直前審査の直前の経営事項審査を受けていない者については、直前審査の総合評価値を経営事項評価点数とする。

を卒業または佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者

② 佐賀県内に所在地を置く学校(学校教育法に規定する学校)から県外の学校(学校教育法に規定する学校)へ進学し、指定期間に卒業した者

※「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く

(11) 「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、女性活躍推進宣言の内容を実施した場合又は「さが子育て応援宣言事業所」として登録し宣言内容を実施した場合は、それぞれの宣言に係る取組確認書。「出会い結婚応援企業」として登録し、研修を受講した場合は受講確認の証明書。

(12) 不当要求防止責任者を選任し、基準日までの2年間において公安委員会による不当要求防止責任者講習を受講した場合は、受講修了書の写し。

(13) 「健康企業宣言」を行い優良企業として認定された場合は、「認定証」の写し。また、「健康企業宣言」のみを行った場合は、「宣言証」の写し。

(14) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要に応じその他の書類の提示を求めることができる。

#### 第4条 ～ 第5条 略

(総合点数)

第6条 前条第1項の総合点数は、経営事項評価点数及び技術等評価点数を合計した点数とする。

2 経営事項評価点数は、直前審査の総合評価値に0.5を乗じた点数と、直前審査の直前に受けた経営事項審査(審査基準日は入札参加資格の適用を受ける日の属する年の前々々年の9月1日から前々々年の8月31日までの期間内とする。)の総合評価値に0.5を乗じた点数を合計した点数とする。

ただし、直前審査の直前の経営事項審査を受けていない者については、直前審査の総合評価値を経営事項評価点数とする。

3 技術等評価点数は、次に掲げる事項ごとに別表第4により算出した評点を合計した点数とする。

- (1) 工事施工成績による加点
- (2) 優良施工知事表彰等による加点
- (3) 技能士等の配置による加点
- (4) CPDS又はCPDの学習単位による加点
- (5) 建設業労働災害防止協会の活動による加点
- (6) エコアクション21認証取得による加点
- (7) 障害者雇用の状況による加点又は減点
- (8) 若年者雇用の状況による加点
- (9) 女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援の状況による加点
- (10) 不当要求防止責任者の選任の状況による加点
- (11) 健康づくりの状況による加点
- (12) 行政処分等による減点

4 第3項第1号に規定する工事施工成績を算出する際に用いる難易度係数は、県、県教育委員会又は県警察本部が別に定める工事技術的難易度評価により6段階に区分して設定し、別表第5に掲げる数値とする。

第7条 ～ 第8条 略

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成15年9月30日から施行し、平成17・18年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

2 平成17・18年度資格決定においては、平成13年2月1日から平成16年11月30日までに検査された工事を工事施工成績評定の対象とし、難易度係数による補正はせず、工事規模係数による補正のみを行うものとする。

また、別表第2技術者要件については、平成16年11月30日を基準日と

3 技術等評価点数は、次に掲げる事項ごとに別表第4により算出した評点を合計した点数とする。

- (1) 工事施工成績による加点
- (2) 優良施工知事表彰等による加点
- (3) 技能士等の配置による加点
- (4) CPDS又はCPDの学習単位による加点
- (5) 建設業労働災害防止協会の活動による加点
- (6) 障害者雇用の状況による加点又は減点
- (7) 若年者雇用の状況による加点
- (8) 女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援の状況による加点
- (9) 不当要求防止責任者の選任の状況による加点
- (10) 健康づくりの状況による加点
- (11) 行政処分等による減点

4 第3項第1号に規定する工事施工成績を算出する際に用いる難易度係数は、県、県教育委員会又は県警察本部が別に定める工事技術的難易度評価により6段階に区分して設定し、別表第5に掲げる数値とする。

第7条 ～ 第8条 略

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成15年9月30日から施行し、平成17・18年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

2 平成17・18年度資格決定においては、平成13年2月1日から平成16年11月30日までに検査された工事を工事施工成績評定の対象とし、難易度係数による補正はせず、工事規模係数による補正のみを行うものとする。

また、別表第2技術者要件については、平成16年11月30日を基準日と

する。

附則一部 略

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和2年8月31日から施行し、令和3・4年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

2 令和3・4年度の資格決定(令和2年度中に審査を行うもの)において、第6条第3項第4、5及び10号における「基準日」は、第3条第1項第11号に示す「基準日」又は令和2年3月31日のいずれかを選択することができるものとする。なお、加点対象となる期間は別表第4の4、5及び10の期間のとおりとする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和5・6年度以降の資格決定から適用する。

別表第1 ～ 別表第3 略

別表第4 技術等評価点数(第6条関係)

1 ～ 4 略

事 項

評 点

する。

附則一部 略

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和2年8月31日から施行し、令和3・4年度以降の資格決定から適用する。

(経過措置)

2 令和3・4年度の資格決定(令和2年度中に審査を行うもの)において、第6条第3項第4、5及び10号における「基準日」は、第3条第1項第11号に示す「基準日」又は令和2年3月31日のいずれかを選択することができるものとする。なお、加点対象となる期間は別表第4の4、5及び10の期間のとおりとする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和5・6年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和7・8年度以降の資格決定から適用する。

別表第1 ～ 別表第3 略

別表第4 技術等評価点数(第6条関係)

1 ～ 4 略

事 項

評 点

<p>5 建設業労働災害防止協会の活動による加点</p>	<p>基準日までの2年間において、建設業労働災害防止協会の活動に5割以上参加し活動を行っている場合 5点</p>	<p>5 建設業労働災害防止協会の活動による加点</p>	<p>基準日までの2年間において、建設業労働災害防止協会の活動に5割以上参加し活動を行っている場合 5点</p>
<p><u>6 エコアクション 21 認証取得による加点</u></p>	<p><u>基準日において、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション 21 の認証を取得している場合 5点</u></p> <p><u>なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において IS014001 の加点を受けた場合には、エコアクション21の加点は行わない。</u></p>		
<p><u>7 障害者雇用の状況による加点又は減点</u></p>	<p>基準日において、障害者雇用促進法第43条に係る法定雇用障害者数を超える人数を雇用している場合 10点</p> <p>注) 基準日において3か月以上継続して雇用されている者が対象</p> <p>なお、障害者雇用促進法第43条に係る障害者雇用を満たしていない場合 -5点</p>	<p><u>6 障害者雇用の状況による加点又は減点</u></p>	<p>基準日において、障害者雇用促進法第43条に係る法定雇用障害者数を超える人数を雇用している場合 10点</p> <p>注) 基準日において3か月以上継続して雇用されている者が対象</p> <p>なお、障害者雇用促進法第43条に係る障害者雇用を満たしていない場合 -5点</p>
<p><u>8 若年者雇用の状況による加点</u></p>	<p>(1) 指定期間において採用時の年齢が30歳未満の若年者(指定期間に佐賀県立産業技術学院を卒業した者は採用時の年齢が32歳未満の者)を採用し、その者が基準日において3か月以上継続して雇用され</p>	<p><u>7 若年者雇用の状況による加点</u></p>	<p>(1) 指定期間において採用時の年齢が30歳未満の若年者(指定期間に佐賀県立産業技術学院を卒業した者は採用時の年齢が32歳未満の者)を採用し、その者が基準日において3か月以上継続して雇用され</p>

	<p>在籍している場合 5点</p> <p>(2) 次の①または②に該当する場合は、(1)に追加して3点を加点する。</p> <p>① (1)に該当する場で、指定期間に佐賀県内に所在地を置く学校(学校教育法に規定する学校)を卒業又は佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者を採用した場合</p> <p>② (1)に該当する場で、佐賀県内に所在地を置く学校(学校教育法に規定する学校)から県外の学校(学校教育法に規定する学校)へ進学し、指定期間に卒業した者を採用した場合。</p> <p>※「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く。</p> <p>ただし、同一人の雇用については、加点は1回限りとする。</p>		<p>在籍している場合 5点</p> <p>(2) 次の①または②に該当する場合は、(1)に追加して3点を加点する。</p> <p>① (1)に該当する場で、指定期間に佐賀県内に所在地を置く学校(学校教育法に規定する学校)を卒業又は佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者を採用した場合</p> <p>② (1)に該当する場で、佐賀県内に所在地を置く学校(学校教育法に規定する学校)から県外の学校(学校教育法に規定する学校)へ進学し、指定期間に卒業した者を採用した場合。</p> <p>※「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く。</p> <p>ただし、同一人の雇用については、加点は1回限りとする。</p>
<p><u>9</u> 女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援の状況による加点</p>	<p>(1)「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、</p> <p>①女性の管理職比率・数の向上</p> <p>②女性が活躍しやすい社内制度の整備や教育の充実</p> <p>について女性活躍推進宣言を行い、</p>	<p><u>8</u> 女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援の状況による加点</p>	<p>(1)「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、</p> <p>①女性の管理職比率・数の向上</p> <p>②女性が活躍しやすい社内制度の整備や教育の充実</p> <p>について女性活躍推進宣言を行い、</p>

	<p>基準日までの2年間において、内容を実施した場合</p> <p><u>又は、厚生労働大臣から「えるぼし認定」を受けている場合</u> 2点</p> <p>(2) 「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、基準日までの2年間において、宣言内容を実施した場合</p> <p><u>又は、厚生労働大臣から「くるみん認定」を受けている場合</u> 2点</p> <p>(3) 「出会い結婚応援企業」として登録し、基準日までの2年間において、研修を受講した場合 2点</p>		<p>基準日までの2年間において、内容を実施した場合 2点</p> <p><u>なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において「プラチナえるぼし認定、えるぼし(第1～3段階)認定」の加点を受けた場合には加点は行わない。</u></p> <p>(2) 「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、基準日までの2年間において、宣言内容を実施した場合 2点</p> <p><u>なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において「プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定」の加点を受けた場合には加点は行わない。</u></p> <p>(3) 「出会い結婚応援企業」として登録し、基準日までの2年間において、研修を受講した場合 2点</p>
<p><u>10</u> 不当要求防止責任者の選任の状況による加点</p>	<p>不当要求防止責任者を選任し、選任された責任者が基準日までの2年間において公安委員会による不当要求防止責任者講習を受講した場合 2点</p>	<p><u>9</u> 不当要求防止責任者の選任の状況による加点</p>	<p>不当要求防止責任者を選任し、選任された責任者が基準日までの2年間において公安委員会による不当要求防止責任者講習を受講した場合 2点</p>
<p><u>11</u> 健康づくりの状況による加点</p>	<p>「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行った後、基準</p>	<p><u>10</u> 健康づくりの状況による加点</p>	<p>「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行った後、基準</p>



	<p>日までの2年間において優良企業として認定され、「認定証」の交付を受けた場合 3点</p> <p>ただし、「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行い、「宣言証」の交付のみを受けた場合 1点</p>		<p>日までの2年間において優良企業として認定され、「認定証」の交付を受けた場合 3点</p> <p>ただし、「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行い、「宣言証」の交付のみを受けた場合 1点</p>
<p><u>12</u> 行政処分等による減点</p>	<p>(1) 次の①から③により算出した点数を合計した点数を減点する。ただし、同一事案での減点は①から③までのうち減点点数の多い方の点数とする。また、前回の資格決定の際に減点された同一事案での減点を行わない。</p> <p style="text-align: center;">以下、略</p>	<p><u>11</u> 行政処分等による減点</p>	<p>(1) 次の①から③により算出した点数を合計した点数を減点する。ただし、同一事案での減点は①から③までのうち減点点数の多い方の点数とする。また、前回の資格決定の際に減点された同一事案での減点を行わない。</p> <p style="text-align: center;">以下、略</p>
<p>注1) 上記基準日は、入札参加資格の適用を受ける日の前年の8月31日とする。</p> <p>注2) 上記指定期間は、入札参加資格の適用を受ける日の前々々年の6月2日から前年の6月1日までの期間</p> <p style="text-align: center;">別表第5 ～ 別表第6 略</p>		<p>注1) 上記基準日は、入札参加資格の適用を受ける日の前年の8月31日とする。</p> <p>注2) 上記指定期間は、入札参加資格の適用を受ける日の前々々年の6月2日から前年の6月1日までの期間</p> <p style="text-align: center;">別表第5 ～ 別表第6 略</p>	